

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則の一部改正について

1. 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（平成18年4月1日通知）（下線部分変更）

新	旧
<p>(用語)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 外国受益証券発行信託の受益証券 外国法人の発行する証券又は証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 外国受益証券発行信託の受益証券等 外国受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利をいう。</u></p> <p><u>(10) 外国株式等 外国株券、外国投資信託受益証券、外国投資証券及び外国受益証券発行信託の受益証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利をいう。</u></p> <p><u>(11) 外国株券等 外国株券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国受益証券発行信託の受益証券、外国株預託証券及び外国株式等をいう。</u></p> <p>(12)～(22) (略)</p> <p>(機構からの通知方法等)</p> <p>第7条 次に掲げる通知又はその他の行為により通知すべき情報その他の情報は、この規則及び細則で特に定める場合を除き、細則で定める電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法そ</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(8) 外国株式等 外国株券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利をいう。</p> <p>(9) 外国株券等 外国株券、外国投資信託受益証券、外国株投資証券、外国株預託証券及び外国株式等をいう。</p> <p>(10)～(20) (略)</p> <p>(機構からの通知方法等)</p> <p>第7条 次に掲げる通知又はその他の行為により通知すべき情報その他の情報は、この規則及び細則で特に定める場合を除き、細則で定める電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法そ</p>

新	旧
<p>他の情報通信の技術を利用する方法をいう。 以下同じ。)又は書面により提供するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 機構と取扱外国株券等の発行者(外国株預託証券の場合には当該外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者をいう。以下同じ。)との間においてその一方が、この規則及び細則で定めるところにより、他の一方に対して行う通知</p> <p>(4) 機構と配当金支払取扱銀行(外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等)にあつては、配当金支払取扱銀行をいう。以下同じ。)又は株式事務取扱機関(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等)にあつては、受益権事務取扱機関をいい、外国投資証券等にあつては、投資口事務取扱機関をいう。以下同じ。)との間においてその一方が、この規則及び細則で定めるところにより、他の一方に対して行う通知</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>他の情報通信の技術を利用する方法をいう。 以下同じ。)又は書面により提供するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 機構と取扱外国株券等の発行者(<u>外国株券、外国株式、外国新株予約権証券、外国投資信託受益証券等及び外国投資証券等の発行者をいい、</u>外国株預託証券の場合には当該外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者をいう。以下同じ。)との間においてその一方が、この規則及び細則で定めるところにより、他の一方に対して行う通知</p> <p>(4) 機構と配当金支払取扱銀行(外国投資証券等)にあつては、配当金支払取扱銀行をいう。以下同じ。)又は株式事務取扱機関(外国投資証券等)にあつては、投資口事務取扱機関をいう。以下同じ。)との間においてその一方が、この規則及び細則で定めるところにより、他の一方に対して行う通知</p> <p>(5)・(6) (略)</p>
<p>(取扱外国株券等)</p> <p>第10条 機構は、次の各号に掲げる外国株券等のうち、当該外国株券等の発行者が第76条の規定に従い配当金支払事務委任契約及び株式事務委任契約を締結しているものについて、機構の行う外国株券等保管振替決済業務において取り扱うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>金融商品取引所に上場されている外国受益証券発行信託の受益証券</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(取扱外国株券等)</p> <p>第10条 機構は、次の各号に掲げる外国株券等のうち、当該外国株券等の発行者が第76条の規定に従い配当金支払事務委任契約及び株式事務委任契約を締結しているものについて、機構の行う外国株券等保管振替決済業務において取り扱うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>

新	旧
<p>(外国株券等参加者口座簿の記載事項又は記録事項等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 外国株券等参加者口座簿には、次に掲げる事項を記載又は記録する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 発行者の商号、株式の種類その他の銘柄を特定する事項及び株式数(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等)にあつては口数、外国投資証券等にあつては投資口数及び外国株預託証券にあつては証券数をいう。以下同じ。)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(外国株券等参加者口座簿の記載事項又は記録事項等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 外国株券等参加者口座簿には、次に掲げる事項を記載又は記録する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 発行者 <u>(外国株預託証券については、当該外国株預託証券を発行した者をいう。)</u>の商号、株式の種類その他の銘柄を特定する事項及び株式数(外国投資信託受益証券等)にあつては口数、外国投資証券等にあつては投資口数及び外国株預託証券にあつては<u>外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券の株式数</u>をいう。以下同じ。)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>
<p>(外国株券等顧客口座簿の記載事項又は記録事項等)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 外国株券等顧客口座簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行者の商号、株式の種類その他の銘柄を特定する事項及び株式数</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(外国株券等顧客口座簿の記載事項又は記録事項等)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 外国株券等顧客口座簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行者 <u>(外国株預託証券については、当該外国株預託証券を発行した者をいう。)</u>の商号、株式の種類その他の銘柄を特定する事項及び株式数</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>
<p>(顧客口座の開設)</p> <p>第28条 外国株券等参加者が顧客のために外国株券等に係る顧客口座を開設しようとするときは、顧客との間で、預託外国株券等の取扱いに関する契約を締結しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(顧客から預託を受けた外国株券等の保管又は管</p>	<p>(顧客口座の開設)</p> <p>第28条 外国株券等参加者が顧客のために外国株券等に係る顧客口座を開設しようとするときは、<u>細則で定めるところにより、</u>顧客との間で、預託外国株券等の取扱いに関する契約を締結しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(顧客から預託を受けた外国株券等の保管又は管</p>

新	旧
<p>理)</p> <p>第33条 外国株券等参加者は、前条第1項の記載又は記録をした外国株券等については、次条第1項本文の規定により現地保管機関に提出し、又は同項ただし書に規定する交付をするまでの間、他の外国株券等と分別して保管又は管理しなければならない。この場合において、外国株券等参加者は、前条第1項の記載又は記録をした<u>外国株券等</u>を顧客ごとに分別しないで保管又は管理することができる。</p> <p>(機構による新株式及び新株予約権等の受領のときの取扱い)</p> <p>第37条 機構は、預託外国株券等について、外国株券等参加者又は顧客に代わって、株式配当、株式分割、無償交付等（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、<u>外国受益証券発行信託の受益証券等</u>及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。）により割り当てられる新株式（<u>外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等</u>の受益権に表示される又は表示されるべき権利、外国投資証券等の追加発行投資口及び外国株預託証券に表示される権利を含む。）又は新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利又は株式（<u>外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等</u>の受益権、外国投資証券等の投資口及び外国株預託証券に表示される権利を含む。）の割当てを受ける権利（<u>外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等</u>の受益権、<u>外国投資証券等の投資口及び外国株預託証券に表示される権利を引き受ける権利を含む。</u>）をいう。以下同じ。）を受領することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の外国株券等参加者口座簿への記載時期又は記録時期は、現地保管機関から当該新株式又は当該新株予約権等を発行者から受領した旨の通知を受けた時以後とする。</p>	<p>理)</p> <p>第33条 外国株券等参加者は、前条第1項の記載又は記録をした外国株券等については、次条第1項本文の規定により現地保管機関に提出し、又は同項ただし書に規定する交付をするまでの間、他の外国株券等と分別して保管又は管理しなければならない。この場合において、外国株券等参加者は、前条第1項の記載又は記録をした<u>株券</u>を顧客ごとに分別しないで保管又は管理することができる。</p> <p>(機構による新株式及び新株予約権等の受領のときの取扱い)</p> <p>第37条 機構は、預託外国株券等について、外国株券等参加者又は顧客に代わって、株式配当、株式分割、無償交付等（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。）により割り当てられる新株式（<u>外国投資信託の受益権</u>に表示される又は表示されるべき権利、外国投資証券等の追加発行投資口及び外国株預託証券に表示される権利を含む。）又は新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利又は株式（<u>外国投資信託の受益権</u>、外国投資証券等の投資口及び外国株預託証券に表示される権利を含む。）の割当てを受ける権利（外国投資証券等の投資口、<u>外国投資信託の受益権</u>及び外国株預託証券に表示される権利を引き受ける権利を含む。）をいう。以下同じ。）を受領することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の外国株券等参加者口座簿への記載時期又は記録時期は、現地保管機関から当該新株式又は当該新株予約権等を発行者（<u>外国株預託証券</u>については、当該外国株預託証券を発行した</p>

新	旧
<p>4・5 (略)</p> <p>(預託日の制限)</p> <p>第40条 外国株券等参加者は、次に掲げる日には、新たに預託外国株券等と同一の銘柄の外国株券等（外国株式を除く。以下、この項及び第3項において同じ。）を預託することができない。ただし、機構が認める場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 外国株券等（外国株預託証券を除く。）に係る株主総会（<u>外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等</u>にあつては<u>受益権者集会をいい、外国投資証券等</u>にあつては投資主総会をいう。以下同じ。）における議決権を行使する者を確定するための基準日</p> <p>(2) 外国株券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、<u>外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付</u>を含む。以下同じ。）を受ける者を確定するための基準日</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 株主名簿（外国投資信託受益証券等又は<u>外国受益証券発行信託の受益証券等</u>の受益者名簿、外国投資証券等の投資主名簿及び外国株預託証券の所有者名簿を含む。）の閉鎖開始日の前日（現地保管機関における休業日を除外する。）（無記名式の外国株券等の場合には、配当金支払日の前日をいう。）</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 機構は、発行者の所在国等の法令等に基づく株式の取得制限その他の理由により、機構が外国株券等に係る権利を取得することができないとき又はそのおそれがあるときは、当該外国株券等の預託を受けないことができる。</p>	<p><u>者をいう。）から受領した旨の通知を受けた時以後とする。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(預託日の制限)</p> <p>第40条 外国株券等参加者は、次に掲げる日には、新たに預託外国株券等と同一の銘柄の外国株券等（外国株式を除く。以下、この項及び第3項において同じ。）を預託することができない。ただし、機構が認める場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 外国株券等（<u>外国投資信託受益証券等及び外国株預託証券</u>を除く。）に係る株主総会（外国投資証券等にあつては投資主総会）における議決権を行使する者を確定するための基準日</p> <p>(2) 外国株券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配<u>及び外国投資証券等の利益の分配</u>を含む。以下同じ。）を受ける者を確定するための基準日</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 株主名簿（外国投資信託受益証券等の受益者名簿、外国投資証券等の投資主名簿及び外国株預託証券の所有者名簿を含む。）の閉鎖開始日の前日（現地保管機関における休業日を除外する。）（無記名式の外国株券等の場合には、配当金支払日の前日をいう。）</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 機構は、発行者（<u>外国株預託証券については、当該外国株預託証券を発行した者をいう。）</u>の所在国等の法令等に基づく株式の取得制限その他の理由により、機構が外国株券等に係る権利を取得することができないとき又はそのおそれが</p>

新	旧
<p>4 (略)</p> <p>(配当等の処理)</p> <p>第78条 預託外国株券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、<u>外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含む。</u>以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式配当（源泉徴収税（預託外国券等の発行者（外国株預託証券については、当該外国株預託証券を発行した者をいう。以下、この節において同じ。）の所在国等において課せられるものを含む。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、<u>外国受益証券発行信託の受益証券等</u>及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）の場合は、次のイ又はロに定める区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより、取り扱う。</p> <p>イ 預託外国株券等について、国内の金融商品取引所を主たる市場とするものであると機構が認める場合以外の場合</p> <p>機構が預託外国株券等について株式配当に係る外国株券等の記帳を指定し外国株券等実質株主が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る外国株券等を機構が受領し、機構を通じ当該外国株券等実質株主に係る外国株券等参加者の口座に振り込むものとし、1株（外国投資信託受益証券等、<u>外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等</u>にあつては1口、外国株預託証券にあつては1証券。以下この節において同じ。）未満の外国株券等及び機構が記帳を指定しないとき又は機</p>	<p>あるときは、当該外国株券等の預託を受けないことができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(配当等の処理)</p> <p>第78条 預託外国株券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配<u>及び</u>外国投資証券等の利益の分配を含む。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式配当（源泉徴収税（預託外国券等の発行者（外国株預託証券については、当該外国株預託証券を発行した者をいう。以下、この節において同じ。）の所在国等において課せられるものを含む。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等<u>及び</u>外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）の場合は、次のイ又はロに定める区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより、取り扱う。</p> <p>イ 預託外国株券等について、国内の金融商品取引所を主たる市場とするものであると機構が認める場合以外の場合</p> <p>機構が預託外国株券等について株式配当に係る外国株券等の記帳を指定し外国株券等実質株主が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る外国株券等を機構が受領し、機構を通じ当該外国株券等実質株主に係る外国株券等参加者の口座に振り込むものとし、1株（外国投資信託受益証券等<u>及び</u>外国投資証券等にあつては1口、外国株預託証券にあつては1証券。以下この節において同じ。）未満の外国株券等及び機構が記帳を指定しないとき又は機構が記帳を指定し外国株券等実質株主</p>

新	旧
<p>構が記帳を指定し外国株券等実質株主が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの株式配当に係る外国株券等は、機構が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ外国株券等実質株主に支払うものとする。ただし、外国株券等実質株主が預託外国株券等の発行者の所在国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る外国株券等又は外国株券等の売却代金は受領できないものとする。</p> <p>ロ 預託外国株券等について、国内の金融商品取引所を主たる市場とするものであると機構が認める場合</p> <p>外国株券等実質株主は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る外国株券等を機構が受領し、機構を通じ当該外国株券等実質株主に係る外国株券等参加者の口座に記帳するものとする。ただし、1株未満の外国株券等は機構が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ外国株券等実質株主に支払う。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(新株予約権等その他の権利の処理)</p> <p>第79条 預託外国株券等に係る新株予約権等その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、<u>外国受益証券発行信託の受益証券等</u>及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。）により割り当てられる株式は、機構が受領し、機構を通じ外国株券</p>	<p>が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの株式配当に係る外国株券等は、機構が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ外国株券等実質株主に支払うものとする。ただし、外国株券等実質株主が預託外国株券等の発行者の所在国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る外国株券等又は外国株券等の売却代金は受領できないものとする。</p> <p>ロ 預託外国株券等について、国内の金融商品取引所を主たる市場とするものであると機構が認める場合</p> <p>外国株券等実質株主は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る外国株券等を機構が受領し、機構を通じ当該外国株券等実質株主に係る外国株券等参加者の口座に記帳するものとする。ただし、1株未満の外国株券等は機構が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ外国株券等実質株主に支払う。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(新株予約権等その他の権利の処理)</p> <p>第79条 預託外国株券等に係る新株予約権等その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。）により割り当てられる株式は、機構が受領し、機構を通じ外国株券等実質株主に係る外国株券等参加者の</p>

新	旧
<p>等実質株主に係る外国株券等参加者の口座に記帳する。ただし、1株未満の株式については、機構がこれを売却する。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(外国株券等の議決権の行使に関する事務)</p> <p>第80条 株式事務のうち、預託外国株券等(外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。)に係る株主総会における議決権の行使に関する事務は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(株式事務に係る外国株券等参加者の事務)</p> <p>第82条 外国株券等参加者は、預託外国株券等につき、議決権又は配当若しくは新株予約権等その他株主として受ける権利が付与される場合又は発行者の所在国等の法令その他の正当な理由に基づき特定の日現在の外国株券等実質株主の状況の把握が必要な場合には、機構が定める期日までに、権利確定日等の日又は当該特定の日現在の外国株券等実質株主に関する資料その他配当金支払事務等を行うために必要な資料として機構が定めるもの(以下「外国株券等実質株主に関する資料等」という。)を機構に提出するものとする。この場合において、外国株券等参加者は、金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)その他機構が認める者(以下「金融商品取引業者等」という。)を自己の顧客として有する場合であつて、当該金融商品取引業者等から委託されたときには、当該金融商品取引業者等の顧客を外国株券等実質株主として当該顧客に係る外国株券等実質株主に関する資料等を提出することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>口座に記帳する。ただし、1株未満の株式については、機構がこれを売却する。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(外国株券等の議決権の行使に関する事務)</p> <p>第80条 株式事務のうち、預託外国株券等(外国投資信託受益証券等及び外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。)に係る株主総会における議決権の行使に関する事務は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(株式事務に係る外国株券等参加者の事務)</p> <p>第82条 外国株券等参加者は、預託外国株券等につき、議決権又は配当若しくは新株予約権等その他株主として受ける権利が付与される場合又は発行者(外国株預託証券については、当該外国株預託証券を発行した者をいう。)の所在国等の法令その他の正当な理由に基づき特定の日現在の外国株券等実質株主の状況の把握が必要な場合には、機構が定める期日までに、権利確定日等の日又は当該特定の日現在の外国株券等実質株主に関する資料その他配当金支払事務等を行うために必要な資料として機構が定めるもの(以下「外国株券等実質株主に関する資料等」という。)を機構に提出するものとする。この場合において、外国株券等参加者は、金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)その他機構が認める者(以下「金融商品取引業者等」という。)を自己の顧客として有する場合であつて、当該金融商品取引業者等から委託されたときには、当該金融商品取引業者等の顧客を外国株券等実質株主として当該顧客に係る外国株券等実質株主に関する資料等を提出することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>

新	旧
<p>(株主総会の書類等の送付等)</p> <p>第84条 預託外国株券等の発行者から交付されるその株主総会に関する書類及び事業報告書等並びに配当及び新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等又は外国受益証券発行信託の受益証券等）<u>にあつては受益権者、外国投資証券等にあつては投資主、及び外国株預託証券にあつては所有者をいう。以下同じ。</u>）の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が外国株券等実質株主の届け出た住所あてに送付するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(株主総会の書類等の送付等)</p> <p>第84条 預託外国株券等の発行者から交付されるその株主総会に関する書類及び事業報告書等並びに配当及び新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等）<u>にあつては受益権者、外国投資証券等にあつては投資主、及び外国株預託証券にあつては所有者をいう。以下同じ。</u>）の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が外国株券等実質株主の届け出た住所あてに送付するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

2. 附 則

この改正規定は、平成20年3月17日から施行する。

以 上